

# 福島町議会基本条例に関する諮問会議 【第3回】

- ◆ 日 時 平成22年7月24日（土） 午後3時
- ◆ 場 所 福島町議会議員控室（3階）

福島町議会事務局

## 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 前回会議の確認
- 4 協議事項
  - (1) 議員歳費の仮算定について
  - (2) 議員定数について
- 5 今後の進め方
- 6 その他
- 7 閉 会

## 1. 前回会議（7/6）の確認

協議項目等について、次のとおり決定しました。

### ◆協議事項

#### （1）議員定数

#### ② 議会活動日数の整理（表に現れない議員活動）

表1 表に現れない議員活動の内容等

項目	内 容	活動日数の基本的な考え方 （※目安として）	判断	標準とすべき活動日数
1. 本会議に付随する活動	(1) 一般質問の付随活動 ① 質問準備のための調査研究 ② 質問準備のための現地調査 ③ 質問原稿作成 ④ 質問書の通告（議長への提出） ⑤ 事前回答書の確認	◆ 質問は1年間に4回 ・H20 延べ16人（実5人） 30項目 平均1.9 ・H21 延べ15人（実4人） 26項目 平均1.7 ○ 1会議2件の質問があるものとし、左記①～⑤に要する日数は4日程度。 ○ 4日×4回=16日	◎	4日
	(2) 議案の調査 ① 議案の精読 ② 議案の調査 ③ 質疑、討論の準備	◆ H21の会議数 ・ 定例に再開4回 ・ 定例に再開以外6回 ○ 定例に再開する9月は決算審査、3月は当初予算があるため資料は非常に多い ○ 3月と9月の会議は左記①～③に要する日数はそれぞれ5日とし、後の2回はそれぞれ3日。定例以外の会議は1日程度。 ○ (5日×2回)+(3日×2回)+(1日×6回)=22日	◎	22日
2. 常任委員会等に付随する活動	① 資料の精読 ② 資料の調査 ③ 質疑、討議の準備	◆ H21の会議数 ・ 全51回の2分の1、25回 ○ 左記①～③の会議に要する日数は1日程度。 ○ 1日×25回=25日	◎	25日
3. 政務調査の活動	① 調査項目の準備 ② 調査計画の準備 ③ 現地調査の実施（視察） ④ 報告書の整理	◆ H21の政務調査 ・ 平均2回の視察調査 ○ 1回の視察は2日程度 ○ 左記①～④の調査に要する日数は1回につき4日程度。 ○ 4日×2回=8日	◎	4日
4. 住民接触等	① 住民との懇談 ② <b>文書質問の準備、提出</b>	◆ 基準（基礎）となるものはない ○ S53に全国町村議会議長会が示した日数は、月2日程度とみて年間24日を標準とした。 ○ <b>文書質問含み</b> 左記①に要する日数を全国と同様の24日	◎	24日
※ 議長用務	① 議会事務局への指示 ② 各種決済	◆ H21の出席日数 ・ <b>年間118日</b> ○ 左記①～②に要する1日当たりの時間は2時間程度。 ○ 118日×2時間÷8時間=29日	◎	<u>29日</u>

【訂正】議長用務は、H21の出席日数200日で標準とすべき日を50日としましたが、本会議と委員会等の82日を重複計上していたことから、年間日数を118日に、標準とすべき日を29日に訂正しました。

※判断の「◎」は活動に含めるものです。

表2 議員活動日数（試算イメージ）

区 分	(A) 会議資料 N01 P5 の活動日数	(A)+表1 を加えた活動日数
議 長	全議員 31 日 + 委員等 51 日 + その他活動 41 日 + 出張 40 日 = <u>163 日</u>	全議員 31 日 + 委員等 51 日 + その他活動 41 日 + 出張 40 日 + (本会議に付随する活動 22 日 + 常任委員会に付属する活動 25 日 + 政務調査の活動 8 日 + 住民接触 24 日 + 議長用務 29 日) = <b>271 日</b>
副議長	全議員 31 日 + 委員等 39 日 + その他活動 25 日 + 出張 9 日 = <u>104 日</u>	全議員 31 日 + 委員等 39 日 + その他活動 25 日 + 出張 9 日 + (本会議に付随する活動 38 日 + 常任委員会に付属する活動 25 日 + 政務調査の活動 8 日 + 住民接触 24 日) = <b>199 日</b>
議 員	全議員 31 日 + 委員等 26 日 + その他活動 11 日 = <u>68 日</u>	全議員 31 日 + 委員等 26 日 + その他活動 11 日 + (本会議に付随する活動 38 日 + 常任委員会に付属する活動 25 日 + 政務調査の活動 8 日 + 住民接触 24 日) = <b>163 日</b>

③ 地方自治法の上限議員定数と議員一人当たりの町民数

議員定数を決める要素の一つとである「議員一人当たりの町民数」の福島町議会の標準とすべき人数を今回は設定しないで、さらに精査することとした。

※議論のポイント

- ・合議制（2 元代表制）の機関として活動するための最低限の人数はどうあるべきか
- ・地域主権等で活動日数は増加傾向にある
- ・活発な議会活動を行うための人数はどうあるべきか

④ 常任委員会の整理

☞ 目安として 

委員会数 <u> 2 </u>	1 委員会の定数 <u> 6 </u> 人
-----------------	-----------------------

※ここでは、全議員で組織している広報広聴常任委員会を除き、現在の総務教育・経済福祉常任委員会の2つについて整理するものです。

(2) 議員歳費について

③ 適正な歳費を決めるための手法の整理

次回でさらに協議を行うものとした。

※議論のポイント

- ・12 人分の経費を 10 人で賄っている現状の整理をどのように考えるのか

- ・全国町村議長会方式は本当に標準となるのか、標準を示した上で調整するのでは意味がなくなるのではないか
- ・歳費月額を最低賃金と比較した考え方が委員より報告された

### (3) 今後の進め方

議員定数を 12 人として、3つの方式による歳費総額を仮算定し、これを基にさらに協議を行うこととした。

## 2. 協議事項

### (1) 議員歳費の仮算定について

前回会議で確認された内容に基づき、議員定数を 12 人とした場合の 3つの方式による議員歳費の仮算定額等は次のとおりです。

#### ◆ A. 全国町村議会議長会検討方式による仮算定額

##### ① 役職別標準率と歳費（月額）算定額

区分	標準率	計算式	歳費（月額）算定額	計算式
議長	<b>90%</b>	271 日 ÷ 301 日 = 90.0%	<b>585,000 円</b>	650,000 × 90%
副議長	<b>60%</b>	199 日 ÷ 301 日 = 66.1%	<b>390,000 円</b>	650,000 × 60%
議員	<b>50%</b>	163 日 ÷ 301 日 = 54.2%	<b>325,000 円</b>	650,000 × 50%

注 ①活動日数は 3 ページ表 2 による。

②町長の活動日数は 301 日とした。

(365 日 - 祝日 17 日 - 年末年始 5 日 - 休日 102 日 + 休日等の行事出席 60 日 = 301 日)

##### ② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	<b>585,000</b>	7,020,000	2,623,725	①事務費 15,000 円 × 12 = 180,000 円 ②毎月分 325,000 円 × 16.5/100 × 12 月 × 12 人 = 7,722,000 円 ①+②=7,902,000 円	<b>78,639,135</b>
副議長	<b>390,000</b>	4,680,000	1,749,150		
委員長	<b>347,000</b>	4,164,000 (12,492,000)	1,556,295 (4,668,885)		
議員	<b>325,000</b>	3,900,000 (27,300,000)	1,457,625 (10,203,375)		
計	<b>12 人</b>	51,492,000	19,245,135	7,902,000	

注 ①委員長の歳費月額、S48 から H19 までの議員との平均割増率 1.07 を乗じて求めた。

②委員長は 3 人、議員は 7 人として算定した。③歳費額の ( ) 内はそれぞれの議員数の計である。以下、同じ。

◆ B. 類似団体等比較方式による仮算定額

① 類似団体等の比較による歳費（月額）

(単位：円)

類似団体等の比較区分	歳費（月額）算定額			
	議長	副議長	委員長	議員
①管内C区分平均（知内、木古内、長万部）	241,000	191,000	172,000	163,000
②全道C区分平均（51町村）	263,000	210,000	191,000	176,000
③全国C区分平均（145町村）	273,000	220,000	204,000	198,000

注 ①3区分の内、全道C区分平均を採用した。

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	263,000	3,156,000	1,179,555	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 176,000円×16.5/100×12 月×12人=4,181,760円 ①+②=4,361,760円	41,914,590
副議長	210,000	2,520,000	941,850		
委員長	191,000	2,292,000 (6,876,000)	856,635 (2,569,905)		
議員	176,000	2,112,000 (14,784,000)	789,360 (5,525,520)		
計	12人	27,336,000	10,216,830	4,361,760	

◆ C. 町職員平均給与平均比較方式による仮算定額

① 福島町職員の給与〔福島町職員の給与～H22 給与実態調査より〕

(単位：円)

区分	全体平均		52歳～55歳		56歳～59歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	340,100	380,700	411,800	452,300	423,500	465,100

※給与に含まれている手当～扶養手当、住宅手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当

② 役職別標準率と歳費（月額）算定額

(単位：円)

区分	算定額の考え方	歳費（月額）算定額
議長	56歳～59歳の平均給料を標準とする（課長職）	423,000
副議長	議長の報酬に対し約78%。議長から22%を減じる。	329,000
委員長	議長の報酬に対し約71%。議長から29%を減じる。	300,000
議員	議長の報酬に対し約66%。議長から34%を減じる。	279,000

### ③ 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	423,000	5,076,000	1,879,155	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 279,000円×16.5/100×12 月×12人=6,629,040円 ①+②=6,809,040円	66,219,465
副議長	329,000	3,948,000	1,475,565		
委員長	300,000	3,600,000 (10,800,000)	1,345,500 (4,036,500)		
議員	279,000	3,348,000 (23,436,000)	1,251,315 (8,759,205)		
計	12人	43,260,000	16,150,425		

#### ア. 仮算定総額の比較と考え方等

(単位：千円)

区分	歳費総額 (年間)	考え方等
A. 全国町村議会 議長会検討方式	78,640	町長の職務遂行日数と議員の活動日数比率を町長の給料に乗じて算定するため、歳費額は大幅に増加する。歳費総額を現行と比較すると2.52倍となる。全道Cランクの議員報酬191千円と仮算定した議員歳費325千円を比較すると1.70倍となる。2元代表制における町長との対等関係からも理論的かつ合理的な方式ではあるが、大幅増となる歳費総額を抑えるための方法を検討する必要がある。
B. 類似団体等比較方式	41,915	全道Cランクの平均による算定である。現行歳費総額と比較すると1.34倍となる。この方式では、歳費を決める上で最大の要素であるべき議員の活動日数がどのように反映されているか客観的に説明することは困難である。ただし、従来からの方式に最も近く、町民の理解は得やすいのではないかと。
C. 町職員平均給与平均比較方式	66,220	町職員の56歳～59歳までの11人の平均給料を基準とし、議長を1とした、副議長、委員長及び議員の比率による算定である。現行歳費総額と比較すると2.12倍となる。Bと同様に議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。全道Cランクの議員報酬191千円と仮算定した議員歳費279千円を比較すると1.46倍となる。このまま採用し、標準を決めることは無理ではないかと。
□ 現行	31,179	[参考] H18.4.1現在の歳費月額とした場合の総額は37,078千円となり、現行と比較すると1.19倍となる。

#### イ. 適正な歳費を決めるための手法の再整理

上記アでも述べているが、議会基本条例に定められている「適正な歳費の確立を期すための標準率・歳費額を示す」ためにも、議員の活動日数をきちんと算定に反映できる方法が最良ではないかと考えます。3つの方式では、Aが議員の活動日数を根拠とした算定方式であるが、仮算定額では現在の歳費額や全道平均と大きくかけ離れた額となることが明らかになりました。残る2つの方式では、議員の活動日数を反映することに馴染まないことが確認できました。

**以上のことから、「A. 全国町村議会議長会検討方式」を基本とし、次の原則を設けた上で福島町に適した新たな方式を検討する必要があると考えます。**

- 議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる
- 極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける
- 客観的に理論的に説明できる方式をめざす

## ウ. 新たな算定方式案

上記イの原則に基づき、3つの算定方法案に整理したので、それぞれ内容を検討していただきます。

### ◆ D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

全議員の人件費総額が三役（町長、副町長、教育長）の人件費総額を超えないように歳費月額の標準を算定するものです。具体的には、第2回資料7ページ(3)その他にある三役の人件費総額（H22当初予算）42,511千円を超えないように標準を算定することとなります。4ページに全国町村議会議長会方式による仮算定の年間歳費額は78,639千円となっているので、超える額の調整率を0.54（42,511千円÷78,639千円=0.540）とし、同じく4ページの標準率に乗じて得た額を歳費月額とするものです。

#### ① 調整後の役職別歳費（月額）算定額

区分	標準率	計算式	歳費（月額） 算定額	調整後の計算式
議長	90%	271日÷301日=90.0%	315,000円	650,000×90%×0.54
副議長	60%	199日÷301日=66.1%	210,000円	650,000×60%×0.54
議員	50%	163日÷301日=54.2%	175,000円	650,000×50%×0.54

#### ② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	315,000	3,780,000	1,412,775	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 175,000円×16.5/100×12 月×12人=4,158,000円 ①+②=4,338,000円	42,434,835
副議長	210,000	2,520,000	941,850		
委員長	187,000	2,244,000 (6,732,000)	838,695 (2,516,085)		
議員	175,000	2,100,000 (14,700,000)	784,875 (5,494,125)		
計	12人	27,732,000	10,364,835	4,338,000	

#### 〔当該方式の問題点〕

議員定数を12人とした仮算定であることから、定数を12人より少なくした場合の歳費月額をどのようにすべきか（考えるか）整理する必要があります。

◆ E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

町長の職務遂行日数と議員の活動日数比率（標準率）は、4 ページのとおりであるが、6 ページの原則により、この標準率を北海道町村議会議長会の実態調査に基づく、議長、副議長、委員長及び議員と長との給料に対する当町議会と人口規模が同じCランク（51 団体）の平均割合に置き換えて算定するものです。このことは、昭和 53 年に全国町村議会議長会が示した方式を参考に各団体が議員の活動日数を報酬の決定に反映させていると考えられるからです。この置き換える率は、資料 No1 の 10 ページに記載の比率となります。なお、昭和 53 年に全国町村議会議長が示した標準率は、議長 40%、副議長 33%、議員 30%です。

① 標準率置き換え後の役職別歳費（月額）算定額

区分	置き換え後の標準率	全道町村議会議長会の実態調査の長の給料に対する比率	歳費（月額）算定額	調整後の計算式
議長	38%	38.0%	247,000 円	650,000 × 38%
副議長	30%	30.3%	195,000 円	650,000 × 30%
委員長	27%	27.6%	175,000 円	650,000 × 27%
議員	25%	25.5%	162,000 円	650,000 × 25%

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	247,000	2,964,000	1,107,795	①事務費 15,000 円 × 12 = 180,000 円 ②毎月分 162,000 円 × 16.5/100 × 12 月 × 12 人 = 3,849,120 円 ①+② = 4,029,120 円	38,664,105
副議長	195,000	2,340,000	874,575		
委員長	175,000	2,100,000 (6,300,000)	784,875 (2,354,625)		
議員	162,000	1,944,000 (13,608,000)	726,570 (5,085,990)		
計	12 人	25,212,000	9,422,985	4,029,120	

◆ F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味

8 ページEの方式同様であり、全国町村議会議長会の実態調査のCランク（251 団体）の平均割合に置き換えて算定するものです。

① 標準率置き換え後の役職別歳費（月額）算定額

区分	置き換え後の標準率	全国町村議会議長会の実態調査の長の給料に対する比率	歳費（月額）算定額	調整後の計算式
議長	38%	41.7%	266,000円	650,000×41%
副議長	30%	33.5%	214,000円	650,000×33%
委員長	27%	31.1%	201,000円	650,000×31%
議員	25%	30.2%	195,000円	650,000×30%

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	266,000	3,192,000	1,193,010	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 195,000円×16.5/100×12 月×12人=4,633,200円 ①+②=4,813,200円	45,168,480
副議長	214,000	2,568,000	959,790		
委員長	201,000	2,412,000 (7,236,000)	901,485 (2,704,455)		
議員	195,000	2,340,000 (16,380,000)	874,575 (6,122,025)		
計	12人	29,376,000	10,979,280		

【参考】

◎全方式による仮算定歳費総額の比較

(単位：千円)

区分	年間歳費総額	現行歳費総額との比較	備考
A. 全国議長会	78,640	+47,461	152%増
B. 類似団体比較	41,915	+10,736	34%増
C. 町職員平均給与	66,220	+35,041	112%増
D. A+三役総額	42,435	+11,256	36%増
E. A+全道平均	38,664	+7,485	24%増
F. A+全国平均	45,168	+13,989	45%増
◇現行	31,179	-	-

エ. 適正な歳費を決めるための手法の整理（2回目）

これまでの議論を踏まえ、福島町議会議員の適正な歳費標準額（率）を決めるための手法を検討していただきます。

望ましいと認める手法の決定	
---------------	--

## (2) 議員定数について

前回議論のポイントと今回の協議を踏まえて、福島町議会の適正な議員定数について再度検討していただきます。

### ◆議論のポイント（3 ページ再掲載を含む）

- 合議制（2 元代表）の機関として活動するための最低限の人数はどうあるべきか
- 地域主権等で活動日数は増加傾向にある
- 活発な議会活動を行うための人数はどうあるべきか
- 1 常任委員会当たり定数 6 人を再検討する必要はないか
- 年間歳費総額と町内状況（財政動向、経済状況、人口動向など）とのバランスを考慮した人数はどうあるべきか
- 議案の提案提出権（法第 112 条）～議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成
- 修正の動議（法第 115 条の 2 項）～議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成
- 懲罰の動議（法第 135 条第 2 項）～議員定数の 8 分の 1 以上の者の賛成

※本日のまとめ

## 3. 今後の進め方

今回は、前段に議員との意見交換を行い、その後に会議を行います。意見交換では、これまでの協議結果を整理したものを資料として議員からの意見等を伺いたいと考えています。当該意見等も参考にしながら、適正な議員定数及び議員歳費についてまとめていただきます。

※ 第 4 回会議 月 日（ 曜日） 時より  
（議員との意見交換 時より）

## 4. その他